

令和6年2月5日

内閣府特命担当大臣 加藤 鮎子 様
厚生労働大臣 武見 敬三 様
こども家庭庁長官 渡辺由美子 様

入院中の子どもに付き添う保護者への支援に関する要望

減税日本ナゴヤ

団長 豊田 かおる

子どもが入院する際、保護者が子どもに付き添うことは、病気の子どもの早い回復や成長・発達の過程において非常に重要であり、入院中の子どもがいつでも保護者と過ごすことのできる入院環境が保障されるべきである。

同時に、付き添う保護者の人権も尊重されなければならないが、現状、付添いをする保護者は食事や睡眠もままならず、入院期間が長期にわたると、付き添う保護者が体調を崩したり、就労の継続に支障を来したりするなど、身体的・精神的に過酷である上に、経済的にも追い詰められてしまうことが少なくない。付き添う保護者の尊厳が守られるよう、入院中の子どもに対する付添い方に様々な選択肢を増やすなど、安心して付き添うことができる環境の整備が喫緊の課題である。

昭和63年にオランダのライデンで開催された第1回病院の子どもヨーロッパ会議において合意された病院の子ども憲章では、病院にいる子どもたちは、親または親の代わりとなる人にいつでも付き添ってもらえる権利を有するとされており、親は付添いのために泊まることを支援され、また奨励されるべきであると明記されている。

わが国においても、内閣府特命担当大臣が昨年6月2日の記者会見で、「病気の子どもやその家族が安心して入院生活を送ることのできる環境の整備は重要な課題」との認識を示し、「厚生労働省と連携しながら、令和5年度中に、小児の入院医療機関を対象に家族の付添い時の食事や睡眠などに関する医療機関の取組や課題などについて調査を実施し、早急に実態を把握の上、必要な対応を検討してまいりたい」と、国における調査の実施及び対応の検討を行う考えを明らかにしている。国会派としても、こうした国の動きに大変期待をしているところ

であるが、実際に危機的な状況に直面している保護者がいることに鑑みれば、一刻も早い対応が求められている。

よって、当会派は、次の事項を早急を実現するよう強く要望する。

記

1. 保護者が安心して子どもの入院につき添うことができるよう、付添いや宿泊に関する環境の改善を図ること。
2. 保護者が子どもの入院につき添うに当たり、追加的費用負担や所得の損失を被らないよう対策を講ずること。
3. 入院している子どもと付き添う保護者の身体的・精神的ストレスを緩和するための支援を検討すること。

以上